

## 委員から寄せられた疑問点・意見

資料 8

## 1. 住民投票制度の意義と位置付け〈論点1〉

住民投票制度の意義について 論点1-1

## 疑問点・意見

- ・ 市政の重要事項について、住民の意思を確認することは必要と考える。

住民投票制度と市民参加制度について 論点1-2

## 疑問点・意見

- ・ 住民投票制度は、市民参加の制度として必要と考える。

住民投票制度と間接民主制について 論点1-3

## 疑問点・意見

- ・ 長・議会は選挙による。従って住民投票はこれを補完すると考えてよいのか？
- ・ 地方自治法等の現行法制度の下では、住民投票制度が間接民主制を補完する制度であることは理解できるが、本質的な考え方として「住民一人ひとりの意思表示が議会や長の意思決定を補完する」とはならないと思う。

## 2. 投票結果に対する尊重義務〈論点2〉

投票結果に対する拘束力について 論点2-1

## 疑問点・意見

- ・ 拘束の意味としては、結果が長や議会を拘束することと理解してよいのか、見解を説明して欲しい。
- ・ 「拘束型住民投票条例が絶対に不可能とはいえない」理論的根拠について、もう少し詳しい解説をお願いしたい。(H17.3報告書5ページ)

尊重義務の考え方について 論点2-2 論点2-3 論点2-4 論点2-5

## 疑問点・意見

- ・ 尊重の意味はわかるが曖昧。強弱があるのでは？（「検討」、「考慮」など）
- ・ 尊重できない場合はどうするか？
- ・ 他の自治体で住民に対して尊重義務を課している事例が非常に多いのはなぜか？（拘束力については他の自治体の事例があることを理由としているのに、尊重義務は他の自治体の事例の多さが理由とならないのはなぜか）

## 3. 個別設置型条例と常設型条例〈論点3〉 論点3-1

## 疑問点・意見

- ・ 個別型は、すべてゼロからの出発となり、手間と時間がかかるため、必要な場合に、迅速に対応できる常設型が望ましいと考える。ただ、安易になりがちのため、条件を決めておく必要がある。

## 4．実施機関等〈論点11〉

住民投票の実施機関について 論点11-1

疑問点・意見
・現実には、既存の選挙管理委員会に依存せざるを得ないのではないか。（川崎市の場合、面積、人口も多く、投票所も多い。他の市町村の比ではない。作業量が多い。）
・第三者または中立的な実施機関はあり得るのか？
・「新たな付属機関を設置し、それを実施機関とすることは、自治法上の問題から困難と考えられる」について、もう少し詳しい解説をお願いしたい。

選挙管理委員会への投開票事務の委任について 論点11-2 論点11-3 論点11-4

疑問点・意見
（なし）

## 5．その他

委員会の運営等について

疑問点・意見
・当検討委員会は、昨年制定の自治基本条例の継続と考えてよいか？

その他

疑問点・意見
・「市民投票制度」に名称を変更してはどうか （自治基本条例では、第31条のみ「住民」、他の条文は「市民」…不揃い）
・政令指定都市で当制度を早く採り上げた理由は？（広島を除き）
・川崎市ではどのような場合に当制度が想定されるか？…地域間の対立は起きないか？
・現在、想定される「市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要課題等」とは、どういう課題が考えられるのか？
・外国には住民投票制度はどのように位置付けられているか。
・スイス等の国で、直接民主主義を担保することが、憲法や法律にどのように規定されているか。
・従来の市長選、市議選では、1回あたりどの程度の費用がかかっているのか？